

令和8年6月25日

第 6 回

須崎市農業委員会総会 議事録

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2

2. 開会日時 令和8年6月25日(木) 午後3時

3. 出席委員 (農業委員5名) 古谷会長 津野委員 宮田委員
橋田委員 堅田委員

(推進委員6名) 高橋委員 三本委員 和田委員
森光委員 谷脇委員 坂本委員

4. 欠席委員 (農業委員3名) 横山委員 大野委員 武田委員
(推進委員2名) 谷本委員 森田委員

5. 出席職員 (事務局2名) 中平局長 徳永次長
(農林水産課1名) 西森主幹

6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 須崎(須崎市)農業振興地域整備計画の変更について(諮問)

7. 報告事項 [1] 農地の時効取得について

8. その他

開会宣言	古谷会長 只今から、令和8年第6回須崎市農業委員会総会を開催いたします。
	中平局長 本日は5番 谷本委員、6番 森田委員、10番 横山委員、14番 大野委員、15番 武田委員から欠席の連絡をいただいております。
議長	古谷会長 本日はよろしくお願いします。 それでは日程第1、議事録署名人の選任を行います。議長で指名させていただいてよろしいでしょうか。
意見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	古谷会長 それでは、本日の議事録署名人は8番 橋田委員、9番 森光委員にお願いいたします。
議長	古谷会長 それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	中平局長 【議案第1号 非農地証明願について 番号1、番号2 について議案書をもとに朗読】
議長	古谷会長 説明は終わりました。まず、番号1について担当委員から何かございませんか。
意見	9番 森光委員 番号1については、山林の一部となっており、特に問題ありません。
議長	古谷会長 山に戻っているということで構いませんね。他の委員からご意見ございませんか。
意見	（意見なし）
議長	古谷会長

	番号2について担当委員から、何かございませんか。
意見	12番 谷脇委員 番号2については、道路になっているので、特に問題ありません。
議長	古谷会長 市が管理している公衆用道路ですか？ 徳永次長 市道ではなく、個人が造っている道路です。
議長	古谷会長 番号2について、他の委員からご意見ございませんか。
意見	(意見なし)
審議	古谷会長 特に無いようでしたら、許可することとしてご異議ございませんか。
採決	農業委員（異議なし）多数。
議長	古谷会長 特にご異議がないようですので、議案第1号 非農地証明願については、証明書を交付することといたします。
議長	古谷会長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
議案説明	中平局長 【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 番号5については森光委員の案件であることから、番号1、番号2、番号3、番号4、番号6、番号7 について議案書をもとに朗読】
補足説明	徳永次長 それでは補足説明をします。議案書 3ページから 7ページになります。

申請地の位置については、別紙資料でご確認ください。

1 番について、市内に在住している賃貸人から、市内に在住している賃借人に賃借権を設定するものです。賃借人は水稻、野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。賃借人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、賃借人及び妻がそれぞれ年間 300 日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後は、みょうがを栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。

2 番について、市外に在住している譲渡人から、市内に在住している譲受人に売買をするものです。譲受人は水稻、みょうが、大根、白菜、さつまいもを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び妻と子がそれぞれ年間 300 日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後は、水稻を栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。

3 番から 4 番については、隣接している農地 2 筆にハウスが建っており、同一の賃借人が賃借権を設定することから、まとめて補足説明をいたします。

現在、賃貸人と賃借人は、利用権を令和 8 年 8 月 31 日まで設定しており、利用権満了後も継続して農地を利用することから、賃借権を設定するものです。賃借人は水稻、きゅうりを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。賃借人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、賃借人が年間 300 日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後も、きゅうりを栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。

6 番について、市内に在住している賃貸人から、市内に在住している賃借人に賃借権を設定するものです。賃借人はきゅうりを作る予定であり、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。賃借人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、賃借人及び妻がそれぞれ年間 300 日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後は、きゅうりを栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。

		7 番について、市外に在住している譲渡人から、市外に在住している譲受人に売買をするものです。譲受人はきゅうり等野菜を作る予定であり、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人がそれぞれ年間 200 日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後は、きゅうり等野菜を栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。 以上、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
議	長	古谷会長
		説明は終わりました。番号 1 から順番に担当委員からご意見ありませんか。
意	見	4 番 三本委員
		番号 1 は写真のとおりハウスになっています。特に問題ないです。
議	長	古谷会長
		番号 1 について他に意見ございませんか。
意	見	(意見なし)
議	長	古谷会長
		番号 2 をお願いします。
		徳永次長
		番号 2 については「特に問題ない」と大野委員と森田委員から連絡頂いています。
議	長	古谷会長
		特に問題ないということですね。他の委員からご意見ございませんか。
意	見	(意見なし)
議	長	古谷会長
		番号 3 と番号 4 をお願いします。

意見	12番 谷脇委員 利用権満了後も継続して利用するとのことで、問題ないと思います。
議長	古谷会長 更新ですね。問題ないということですが、他の委員から、ご意見ございませんか。
意見	(意見なし)
議長	古谷会長 番号6をお願いします。
	徳永次長 6番については、大野委員と森田委員より問題ないと確認しています。
議長	古谷会長 了解しました。番号7について、私が現地に行っていました。譲渡人が市外で、譲受人が県外に在住している。県外にいる譲受人が畑を作りますか。
	徳永次長 県外に在住している譲受人が家を購入されて、それに付随している畑を購入したいということです。住所も近々須崎市に引っ越しもされて、変更もするというお話を聞いています。
議長	古谷会長 家も含めて売ったということですね。そういうことであれば問題ないと思います。他に委員から、ご意見ございませんか。
意見	(意見なし)
議長	問題ないですので、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議についてのうち、番号1、番号2、番号3、番号4、番号6、番号7を許可することとして、ご異議ありませんか。
採決	農業委員（異議なし）多数。
議長	ご異議がないようですので、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議に

		ついて のうち、番号 1、番号 2、番号 3、番号 4、番号 6、番号 7 を許可することといたします。 それでは、番号 5 に移ります。 (森光委員退室)
議案説明	中平局長	【議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について 番号 5 について 議案書をもとに朗読】
補足説明		5 番について、市外に在住している譲渡人から、市内に在住している譲受人に売買をするものです。譲受人は水稻、野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び妻がそれぞれ年間 180 日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後は、野菜を栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。 以上、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
議 長	古谷会長	説明は終わりました。担当委員から、ご意見ございますか。
意 見	1 3 番 坂本委員	見たとおりいま休耕状態で耕作していない。譲受人が購入して、畑として利用するというので、問題ないと思います。
議 長	古谷会長	他の委員から、ご意見ございませんか。
意 見	(意見なし)	
審 議	古谷会長	問題ないですので、議案第 2 号 農地法 3 条の規定による許可申請の審議についてのうち、第 5 番の許可をすることとして、異議はございませんか。

採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	古谷会長 異議がないようですので議案第2号 農地法3条の規定による許可申請の審議についてのうち、番号5を許可することといたします。 (森光委員入室)
議 長	古谷会長 それでは議案3号 農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。農林水産課より説明をお願いいたします。
議案説明	西森主幹 【議案第3号 須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問）について別冊をもとに朗読】
審 議	古谷会長 何かご意見はございますか。何もなければ承認として構いませんか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	古谷会長 それでは議案第3号、須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問）は承認することに決定し、答申することとします。
議 長	古谷会長 続きまして、報告事項について 事務局より説明をお願いします。
報告事項	中平局長 【報告事項[1] 農地の時効取得について 議案書をもとに朗読】
議 長	古谷会長 報告は終わりました。
報告事項	西森主幹

【市町村基本構想の改正について 説明】	
資料をご確認いただき、令和8年7月総会でご意見を頂きたいです。	
報告事項	中平局長 報告事項を一件、事務局から説明します。
報告事項	徳永次長 5月の総会の時の3条申請、番号1の審議をした際、2番の高橋委員より「地番3071と3932-1については登記地目が山林となっており、田畑以外は農地法3条以外では必要のない土地であって農業委員会で諮る必要のないものではないか、事務局で確認してほしい」との意見が出されました。このため事務局で協議を行いましたので、事務局の見解について報告をいたします。結論から申し上げますと、番号1の地番3071と3032-1は現況が農地、耕作放棄地であると判断して、許可をいたしました。理由としては、農地法は登記地目ではなく、現況で判断をするため、該当地番は登記地目が山林であっても 現況地目が畑であり、農地法の規制対象となるためです。また該当地番が農地でない状態が長期間（一般的に20年以上）継続しておらず、非農地判断の基準条件に該当しないことから非農地ではなく、農地（耕作放棄地）と判断をいたしました。報告は以上となります。
議 長	古谷会長 よろしいですか。
意 見	2番 高橋委員 今回3条の許可が通っているということは、次の10年後に3条申請をしたら、10年前に農地だったから、非農地ではなく農地になりますか？
議 長	古谷会長 10年後の申請の際には、20年前からの現況で判断すると思います。
意 見	2番 高橋委員 実際は、ほとんど山林化しているけれども20年経ってないことを台帳に記載しますか。 徳永次長 非農地であると判断したのが、初めての3条の申請からまだ10年しか経ってない。今回が2回目の申請なので、20年に達していないということで、農地と判断しました。

	中平局長 台帳の備考あたりに記しをしていて、今度また申請があったときに、実際現況を申請者と聞いて、そこで判断すべきです。
意見	2番 高橋委員 やはり、台帳に記載したら良いと思います。 中平局長 農地台帳に記載します。無かったら引継ぎ事項として作っていったらいいと思います。
閉会宣言	古谷会長 その他、何かご意見ないですか。よろしいですか。 これでその他の件も終わりました。 ないようでしたら、以上で第6回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。 閉会 午後 3時35分 その真正なることを証して署名する。 議長 8番 9番 古谷武徳 橋田忠志 森光博